

『楽善会慈恵方法』の形成過程

「楽善会規則」6章の改正に着目して

○木下知威

(日本社会事業大学)

KEY WORDS: 東京、盲教育、明治時代

1. 問題の所在と課題

筑波大学附属視覚・聴覚特別支援学校の源流は1880(明治13)年に開校した楽善会訓盲院に求められる。

楽善会の既往研究は、『東京盲学校六十年史』(1935)と中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(1967, 1991)が主要な成果である。中野と加藤は、明治9(1876)年6月には楽善会の会友が15名であり、年末には基礎が固まったとする(234, 237頁, 1991)。根拠となる史料は楽善会が刊行した『楽善会慈恵方法』(以下、『方法』)であった。後に続く研究も基本的に中野と加藤の見解に基づいている。

そこで、関東圏の機関が所蔵する『方法』を分析すると、5つのタイプに分類できることを明らかにした。冒頭には盲教育のために寄付を募る文章「楽善会広告」がある。しかし、末尾の日付が明治9年6月1日とあるにも関わらず、タイプによって会友数が8名と15名に分かれた。

次に、新聞記事と会友・大内青巒の著述を分析すると、明治9年6月当時は会友が8名であると考えられる。中野と加藤が明治9年6月において楽善会の会友が15名であったとしたのは『方法』の史料批判を欠いていたからであった。しかし、なぜ『方法』には複数のタイプが存在するのだろうか。そこで、『方法』の「楽善会規則」6章の改正に着目して分析する。

2. 方法

全国各地に所蔵されている『方法』を調査し、全体の共通・相違点をあきらかにする。また、東京府文書「明治9年自三月到七月 官内諸願伺留」(東京都公文書館蔵)、中村正直編纂『楽善会訓盲啞院記録』(以下、『記録』筑波大学附属視覚特別支援学校蔵)、新聞記事も併用しつつ、「楽善会規則」6章の改正について考察を行う。

3. 結果と考察

『方法』は11か所の機関、1個人が所蔵する計12点が確認された。丸括弧はコレクション・史料群の総称である。

- 1、東京経済大学図書館(三橋文庫)
- 2、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
- 3、埼玉県立文書館(小室家文書)
- 4、国会図書館 憲政資料室(杉浦関係文書)
- 5、東京大学大学院 法学政治学研究科附属
近代日本法政史料センター 明治新聞雑誌文庫
- 6、同上(吉野文庫)
- 7、筑波大学附属中央図書館
- 8、山梨県立博物館(大木家文書)
- 9、岐阜県歴史資料館(棚橋健二文書)
- 10、東京大学医学図書館(三宅文庫)
- 11、京都府立盲学校・滋賀大学非常勤講師 岸博実氏
(雨宮中平史料)
- 12、埼玉県立文書館(諸井三佐保家文書)

4の国会図書館の『方法』は和文・英文が各一部ずつあるが、その他は和文のみである。『方法』の内容は4項目に

分かれる。1、楽善会広告 2、訓盲院設立ノ目的 3、楽善会慈恵金授受方法 4、楽善会規則、である。

国会図書館の杉浦関係文書、東京都公文書館の東京府文書にある墨書きの原稿2点も加えて、『方法』12点を分類すると以下の表のように7つに分類できる。

所蔵先	外見	文	丁数	会友	規則6章
国会図書館	原稿1	○	10	7名	無
東京都公文書館	原稿2	◎	10	7名	+
1, 2, 3	A	●	10	8名	+
4	B	●	10	8名	+
5, 6	C	▲	10	8名	+
7, 8, 9	D	■	11	15名	-
10, 11, 12	E	■	13	15名	-

まず、国会図書館の原稿1は案であると考えられる。東京都公文書館所蔵の原稿2は、募金を得るために結社したいという願書を東京府に提出したものである。願書の日付は明治9年2月27日で、『方法』の一部の墨書が添付されている。このときまでに『方法』の内容が練られていた。

外見については、原稿は墨書であるが、A~Eは和装活版、縦181×横121mm程度的美濃半截判に近く、すべて縦書きで活字・組版が異なる。文については、原稿2点とA、Bの楽善会広告には細かな相違点があり(○、◎、●)、C~Eは宗教用語を変更するなど若干の修正がある(▲、■)。丁数については、Dは5丁の裏が空白である関係で1丁増えている。EはDをもとに明治10年12月22日に議決された附録2丁を末尾につけ、13丁にしたタイプである。

会友については、楽善会広告の末尾にある会友名をみると、原稿1と2には会友・山尾庸三の名がない。『記録』には、明治9年3月に山尾が入会したとあるが、これは原稿2の日付と矛盾しない。DとEは15名となっている。

規則6章については、「4、楽善会規則」の6章に、広報は各新聞紙にて行われるが、東京日日新聞を正式なものとするという一文があった(+)。しかし、郵便報知新聞は、明治10年1月19日の紙面上でこの一文に対する不満を表明する。これを見た会友・中村正直と津田仙は会議をして改めると郵便報知新聞に勤務していた栗本鋤雲に返信する

(1月25日、同新聞)。この一文が消えるかたちで規則の改正が確認されるのはDとEの『方法』である(-)。この改正とともに末尾にある日付が明治10年9月15日となっており、この時期に改正したと考えられる。早急に改正しなかった理由は同年1~9月に起きた西南戦争に求められる。『記録』には西南戦争によって世の中が不穏で、楽善会の会合が少なかったことが記される。たとえば、山尾と前島密は代理として太政官に出仕し、さらに山尾は京都に滞在することもあり、前島は第一回内国勸業博覧会の審査官長に就任するなど多忙だったことが履歴書より判明する。

『方法』に複数のタイプが存在する一因として、明治10年9月における「規則」6章の改正があった。『方法』のA~C(所蔵者1~6)は改正前で、DとE(7~12)は改正後である。これらは西南戦争を挟んで形成されている。

(KINOSHITA Tomotake)